

令和6年度
議会活性化推進特別委員会
調査研究結果報告書

令和7年2月
豊田市議会

目 次

1	設置の経過	1
2	調査研究事項	2
3	調査研究体制	3
4	全体会・各分科会の開催状況及び内容	4
5	調査研究結果	6
6	提 言	12
7	おわりに	14

令和7年2月21日

豊田市議会議長

羽根田利明様

議会活性化推進特別委員会

委員長 鈴木章

議会活性化推進特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、令和6年5月15日の本会議において設置されて以来、委員会の設置目的である、令和5年度の議会活性化推進特別委員会で示された取組方針に基づき、継続的な議会力の向上及び開かれた議会を目指し、調査研究を進めてきた。

これまでの経過と活動について、その結果を報告する。

記

1 設置の経過

(1) 令和6年5月15日の本会議において設置され、次の11名が委員に選出された。

石川要一、榎屋小百合、海老澤要造、岡田耕一、奥村峰生、木本文也、
杉本寛文、鈴木章、武田一夫、都築清之、中村孝浩

(2) 同日開催の委員会において、委員長に鈴木章、副委員長に海老澤要造を選出した。

2 調査研究事項

本委員会の設置目的である「令和5年度の議会活性化推進特別委員会で示された取組方針に基づき、継続的な議会力の向上及び開かれた議会を目指す」を踏まえ、具体的な調査研究事項として以下の点について調査研究した。

- (1) 市民シンポジウム等の市民の議会活動への参画方法の再構築
- (2) 市民意識調査の実施時期の見直しと設問事項の再検討
- (3) 誰もが議会を傍聴できる施設及び環境整備

3 調査研究体制

より精度を上げた調査研究を進めるため、市民参画分科会と市民意識調査分科会の、二つの分科会を立ち上げた。

(1) 分科会委員の選出

① 市民参画分科会

分科会長 海老澤要造

分科会委員 鈴木章、木本文也、中村孝浩、榎屋小百合、都築清之

② 市民意識調査分科会

分科会長 杉本寛文

分科会委員 鈴木章、岡田耕一、奥村峰生、石川要一、武田一夫

(2) 調査研究事項に対する分科会割り振り

① 市民参画分科会

- ・市民シンポジウム等の市民の議会活動への参画方法の再構築
- ・誰もが議会を傍聴できる施設及び環境整備

② 市民意識調査分科会

- ・市民意識調査の実施時期の見直しと設問事項の再検討

4 全体会・各分科会の開催状況及び内容

(1) 全体会

	期 日	内 容
1	令和6年 5月15日(水)	1 正副委員長互選
2	6月7日(金)	1 調査研究事項(案)について 2 調査研究体制(案)について 3 年間活動スケジュール(案)について 4 行政視察について 5 その他
3	7月19日(金)	1 市民参画分科会の進捗状況について 2 市民意識調査分科会の進捗状況について 3 次回の開催日程について
4	9月4日(水)	1 市民参画分科会の進捗状況について 2 市民意識調査分科会の進捗状況について 3 委員の派遣について
—	10月15日(火)～ 10月17日(木)	行政視察の実施 大分県大分市「若者と議会との意見交換」 福岡県行橋市「議会における市民参画の取組」 広島県呉市「議会改革と開かれた議会」
5	11月8日(金)	1 委員派遣における意見交換について
6	12月5日(木)	1 市民参画における課題解決策について 2 豊田市議会における子連れ傍聴スペース等の取組について 3 市民意識調査について
7	12月18日(水)	1 提言について
8	令和7年1月8日(水)	1 調査研究結果報告書(案)について
9	令和7年1月27日(月)	1 調査研究結果報告書(案)について 2 今後の予定及び議会だよりの原稿について

(2) 市民参画分科会

	期 日	内 容
1	令和6年 6月26日(水)	1 豊田市議会における市民参画推進の目的と経緯について 2 市民参画分科会の今後の流れについて 3 市民シンポジウム等の課題の洗い出しについて 4 子連れ傍聴スペースに関するアンケート結果について 5 その他
2	7月26日(金)	1 課題の洗い出しについて
3	8月27日(火)	1 課題解決策について 2 子連れ傍聴スペース等に関するアンケートの実施について 3 視察先について
4	10月28日(月)	1 課題解決策について 2 子連れ傍聴スペース等に関するアンケート結果について

(3) 市民意識調査分科会

	期 日	内 容
1	令和6年 6月28日(金)	1 市民意識調査の目的、経緯及び課題について 2 市民意識調査分科会の今後の流れについて 3 議会基本条例に関する具体的な方策について 4 その他
2	7月22日(月)	1 議会基本条例に関する具体的な方策について
3	8月22日(木)	1 議会基本条例に関する具体的な方策について 2 市民評価項目及び設問割振りについて
4	9月20日(金)	1 市民評価項目及び設問割振りについて 2 設問の見直し及び新規設問の作成について
5	10月29日(火)	1 設問の見直し及び新規設問の作成について
6	11月21日(木)	1 新規設問の最終確認について

5 調査研究結果

具体的な調査研究事項として設定した点について、調査研究結果は以下のとおり。

1 市民シンポジウム等の市民の議会活動への参画方法の再構築

(1) 目的の確認

① 市民シンポジウムの目的

市民にわかりやすく開かれた議会の実現を目指すとともに、これからのまちづくりを市民と共に考えるため。

また、市民シンポジウムを通じて、市民と議会の課題共有及び意識高揚を図るとともに、議員の資質向上を目指す。

② 市議会報告会兼意見交換会の目的

市内の各種団体を対象に、市議会の活動状況を報告し、特定の調査テーマについて意見交換を行う市議会報告会兼意見交換会を開催。意見交換では、団体の思いや意見を確認し、今後の市議会の活動や豊田市のまちづくりに生かすために実施。

(2) 課題の整理

現状の市民参画方法における課題の洗い出しを行った後、課題の整理を実施。

① 共通課題

ア 若者・子育て世代の参画機会の創出

イ 市民が求めるテーマ選定

ウ 議会活動報告の充実

② 市民シンポジウムの課題

ア 市民との課題共有・意見交換機会の創出

イ 集客方法の検討

ウ 情報発信の工夫

③ 市議会報告会兼意見交換会の課題

ア 課題の抽出及び解決に向けた意見交換方法の検討

イ 充実した意見交換にするための時間設定

2 市民意識調査の実施時期の見直しと設問事項の再検討

(1) 目的の確認

市民意識調査は、市民から議会のこれまでの取組に対する評価とこれからの議会に対する考えを聞き、今後の議会運営の基礎資料とすること。

(2) 市民意識調査実施の経緯と実績

① 経緯

地方分権の推進に伴い、自治体の最終意思決定機関として住民の代表である地方議会の役割と責任が重要となった。全国の各議会において「議会の活性化」の推進の見える化として、議会基本条例を制定するようになった流れを踏まえ、豊田市議会においても平成21年5月18日に制定した。条例に基づき、「市民にわかりやすい開かれた議会」の実現に向けて、議会運営委員会で「議会に関する市民意識調査」の実施が提案され、平成23年度から執行部が実施する市民意識調査と併せて実施した。

② 実績

第1回：平成23年度 ※執行部と併せて実施

第2回：平成26年度 ※議会単独での実施に変更

第3回：平成28年度 ※任期2年目の実施に変更

第4回：令和2年度 ※ ”

(3) 課題の整理

① 市民意識調査の目的である「市民から議会のこれまでの取組に対する評価」と「これからの議会に対する考え」を明確に抽出することが出来ているか不明瞭である点。

② 議会に対する評価や議会運営の基礎資料として十分に活用されていない点。

3 誰もが議会を傍聴できる施設及び環境整備

(1) 目的の確認

子連れ傍聴スペースの設置及び託児サービスの導入は子育て世代の議会への参画機会の一助となる取組である。

(2) 豊田市議会の現状

豊田市議会では、子連れ傍聴スペースの設置及び託児サービスの導入を行っていない。なお、豊田市議会傍聴規則において、子連れの傍聴を制限していない。

会議の運営の妨げとなるような状況の場合は退席していただき、傍聴受付ロビーに設置してあるテレビ等で議会を視聴していただくこととなる。

また、豊田市議会では、施政方針、一般質問・代表質問のケーブルテレビ放送、インターネットライブ中継を実施しており、議会に来なくても本会議を視聴できるようになっている。

(3) 他市への調査結果

中核市（全 60 市）に子連れ傍聴スペースの設置状況及び託児サービスの導入状況等について調査を実施した。（回答：40 市）

① 設置状況

子連れ傍聴スペースを設置している市：11 市

託児サービスを導入している市：4 市

② 利用率

設置・導入している市においても、正確な利用回数等は把握していなかったが、どちらも年間で数回あるかないかの利用しかないという回答であった。

③ 行政視察先の現状

行政視察を行った大分市、行橋市、呉市の 3 市のうちで子連れ傍聴スペースが設置されていた呉市においても利用率は非常に低いとの事であった。

4 行政視察による調査

■大分市議会（大分県大分市）

1 概要

（1）若年層との意見交換

- ・若年層の政治参加意識を喚起する目的で、平成23年度より開始。当初の実施対象は、高校生、大学生だったが、令和5年度より中学生へも拡大し、すでに53校の参加があった。また、「一般質問の処方箋」と題し、学生が議員の一般質問を診断する仕組みも取り上げている。また、若者に特化した議会モニター制度も導入し、本会議、委員会の傍聴も行い、議員に対して感想、意見、メッセージを伝え、議会機能の充実、強化を図っていた。
- ・当初の目的は若者の投票率向上だったが、現在は政治参画意識の喚起に変更されている。
- ・特にテーマは設けず、自由な意見交換の場としている。
- ・市民意見交換会で出た意見は文書でまとめて公開しているが、若年層との意見交換会で、出た意見についての回答は実施していない。
- ・若年層との意見交換会実施後にアンケートを実施。議員との意見交換で政治に対する意識が変わったとの回答が約7割。議員を目指すという子どもの回答は聞いていないが、市の職員になるきっかけにはなっている。
- ・議会モニター制度の参加者は大学生で、終了後に大学内で意見発表、意見交換会を実施している。

2 所感

- ・早い時期からターゲットを若年層に絞り、継続的に議会、市政への理解活動を展開している。このことが将来、若年層が政治、議会、市政を理解し、参画を促す意味では非常に有効な取組であると感じた。
- ・若年層との意見交換会でのアンケートでは、約半数がまた参加したいと回答しており、若年層から出た意見は集約して回答すべきと感じた。
- ・計画的な若年層との意見交換会の実施。ただし教育委員会との合同開催とするなど、効率的に実施する工夫も必要と感じた。



■行橋市議会（福岡県行橋市）

1 概要

（１）市議会報告会の開催について

- ・議会報告会実施の規定に基づき、議会報告会を平成27年度(76名参加)、28年度(70名参加)、令和5年度(230名参加)の3回実施していた。
- ・実施場所は、市域がコンパクトなこともあり、中央公民館等で実施している。
- ・今後は、全小学校区での開催や説明内容の見直し等も実施する予定である。

（２）市議会報告会の内容等について

- ・内容は、各委員会毎に15分程度で議会報告を行う形で、発表者は総務委員会、文教厚生委員会、建設経済委員会の各委員長または副委員長が報告を行っている。報告の後、参加者との意見交換として約30分間の質疑応答を行っている。意見交換では議会改革や基本条例に関する意見、質問を聴取し、報告会終了後には市議会だよりにて市民への展開を図っている。

2 所感

- ・市政運営上、重要案件がある場合は、本市も市政報告会などで市民から意見を聞くような運営を行ってもいいのではないかと感じた。
- ・議会報告会は豊田市議会でも、平成23年から実施しているが、豊田市では議会活性化の取組報告がメインであり各委員会の報告等はあまり実施していない。行橋市では委員会からの各種事業報告や特別委員会が設定する市民が興味をもつタイムリーな調査・研究内容等の報告を実施していたことは、市民が参加する機会の創出に寄与していると感じた。また、議会報告会への参加者増加に向け、開催する曜日や時間帯等を休日（土曜・日曜）や夜間（仕事終わりの時間）にずらすなどの工夫をしていた。
- ・行橋市議会では本会議のYouTube配信が実施されており、本市議会でもインターネットによるLIVE配信の試行を開始しているが、より多くの市民の方が利用し易い配信手段として参考にできると考える。



■呉市議会（広島県呉市）

1 概要

（1）議会改革の原則

- ・ 呉市議会基本条例は平成 22 年 6 月 25 日に制定されており、公正、透明で市民に開かれた議会を実現するために議会改革に不断に取り組むことを定めている。また、議会の果たすべき役割や議会活動のあるべき姿を定める以下の 4 つの原則を遵守すべく、議会改革を行っている。

《 4 つの原則 》

- ・ 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- ・ 議決責任を深く認識し、市民に対し説明責任を果たすこと。
- ・ 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- ・ 市民に分かりやすい議会運営を行うこと。

（2）開かれた議会に向けた事業概要

- ① インターネットによるライブ中継・録画放映（過去 5 年分）
Y o u t u b e による録画字幕放映
- ② 傍聴、手話通訳・要約筆記通訳の対応
- ③ 議会報告（意見交換）会の開催
- ④ パブリックコメントの実施（条例制定時、議員定数変更時）
- ⑤ 教えて！呉市議会の開催 平成 28 年度から年 1 回小学校 1 校（6 年生）を対象に模擬議会開催（令和 6 年 4 月までに実績 7 回）
- ⑥ 議事堂探訪ツアー！の開催 平成 28 年度から議事堂等を開放し、施設見学を開催（令和 6 年 4 月までの実績：4 回）

2 所感

- ・ 議会報告会への参加者は、開催する曜日や時間帯等を休日（土曜・日曜）や夜間（仕事終わりの時間）にずらすなどの工夫をしているが、やはり女性や若年層の参加は少なく、さらなる工夫が必要であると感じた。
- ・ 本市議会では現在、常任委員会ごとに関連する団体と各 1 回、計 4 団体と議会報告会を行っているが、それだけでなく、市内の高校、大学、場合によっては中学校に出向き、意見交換の場を含めた議会報告を実施すべきと感じた。



6 提言

令和5年度の議会活性化推進特別委員会で示された取組方針に基づき、継続的な議会力の向上及び開かれた議会を目指した本委員会の設置目的を踏まえ、以下のとおり提言する。

1 市民シンポジウム等の市民の議会活動への参画方法の再構築

(1) 若者との意見交換機会の創出

若者の議会への参画機会を創出するため、毎年度、担当の常任委員会が若者との意見交換会を実施することとする。なお、次回の改選までは別表のような割り振りとして対応する。(P13「各常任委員会の割り振り」参照)

令和7年度の若者との意見交換会の開催においては、対象学校等の選定、意見交換方法(フリートーク、テーマ選定)の調整等を実施する。また、意見交換会後に参加者及び委員にアンケートを実施し、次年度以降のより有意義な開催に向けた参考資料として使用する。

(2) 市民シンポジウム

① PRの拡充

より多くの市民に参加を促すため、チラシ・ポスターの作成・配布に加え、市民シンポジウムのテーマに関係する団体への周知を実施する。また、各議員のSNSでの宣伝に加え、区長会等へも積極的な周知を図る。

② 継続実施の必要性の検討

次回の改選以降、より市民の意見を聞くことができる仕組みに重点を置くため、若者や各種団体との意見交換に注力することも考えられる。そのため、改選期以降の実施については令和7年度の実績等を踏まえ、令和8年度に特別委員会を設置し、改めて協議を実施する。

(3) 市議会報告会兼意見交換会

平成29年度から現状の形式で委員会ごとに実施しており、非常に有意義な意見交換会となっているため、今後も同様の形式で継続的に実施していく。

意見交換時間については、より充実した意見交換となるよう、当日の意見交換会の状況等を踏まえ柔軟に対応していくこととする。

〈各常任委員会の割振り〉

年度	若者との意見交換会	市民シンポジウム	市議会報告会兼 意見交換会		
令和7年度	教育社会 委員会	環境福祉 委員会	産業建設 委員会	企画総務 委員会	地域生活 委員会
令和8年度	環境福祉 委員会	産業建設 委員会	企画総務 委員会	地域生活 委員会	教育社会 委員会

2 市民意識調査の実施時期の見直しと設問事項の再検討

(1) 実施時期の見直し

任期3年目に市民意識調査を実施し、任期4年目に実施する議会基本条例の評価・検証に対する市民評価の材料として活用することとする。

(2) 設問の見直しと新規設問の追加

市民意識調査の本来の目的である「市民から議会のこれまでの取組に対する評価とこれからの議会に対する考えを聞き、今後の議会運営の基礎資料とする」ため、基本的には前回調査の設問をベースに議会に対する評価を確認できる項目を追加し、別添のとおり市民意識調査票を作成した。

参考資料①「P16～20 令和7年度市民意識調査（案）参照」のとおり

(3) 議会基本条例の次期評価・検証における具体的な方策の活用

市民意識調査を見直すうえで、議会基本条例の評価・検証において市民意識調査の結果を活用できる項目を選定した。また、令和8年度に予定されている議会基本条例の評価・検証を見据え、議会基本条例に紐づく、具体的な方策についても洗い出しを行った。次期の議会基本条例の評価・検証は、別添の資料を使用し、具体的な方策の推進状況等について評価を実施することとする。

参考資料②「P21～22 議会基本条例に係る具体的な方策について」

3 誰もが議会を傍聴できる施設及び環境整備

(1) 子連れ傍聴スペース等の取組について

他市への調査結果（P8参照）や実態を踏まえ、豊田市議会として子連れ傍聴スペースの追加設置及び託児サービスの実施は見送ることとする。ただし、引き続き、ケーブルテレビ放送やインターネットライブ中継の充実により、議会に來られない市民にも議会を視聴できる環境の整備に取り組むとともに、子連れ傍聴スペース等については、他市議会や社会の動向を注視していくこととする。

7 おわりに

豊田市議会では、令和5年度に議会活性化推進特別委員会が設置され、令和6年度から令和8年度までの議会活性化取組計画（案）について提言があった。そこで、令和6年度は「市民シンポジウム等実施方法の見直し・検討」、「全ての人が傍聴しやすい環境の整備」、「議会基本条例の検証及び評価方法の見直し」について特別委員会で調査研究を実施していく方向性が示されていたことを受け、議会活性化推進特別委員会を設置して、各項目について議論を重ねてきた。

初めに「市民シンポジウム等実施方法の見直し・検討」については、令和7年度より豊田市議会として新たに若者との意見交換会を実施することを提言する。平成23年度から市議会報告会兼意見交換会、市民シンポジウムを実施してきたが、これまで議会と若者が交流し意見交換する機会を創出することができていなかったことが豊田市議会の課題のひとつであった。将来を担う若者たちと直接意見を交わすことで、本市のまちづくりに貢献できるきっかけを見いだせるものと考えている。

若者の定義としては、大学生、高校生、中学生世代を中心として捉え、今後は子育て世代や単身の青年世代との意見交換も視野に入れて実施していくことが望ましいと考える。また、市民や団体と交流し意見交換を行う場合には、議員の役割・活動や市議会としての考え方を丁寧に説明していくことも大切だと考える。

また、令和7年度・令和8年度は市民シンポジウムへの参加者の増加に向け取り組み、情報発信型のシンポジウムに進化させることで、より多くの市民と交流し、意見を交換する機会をさらに推進するとともに、市民シンポジウムの継続の必要性についても引き続き検討するべきであると申し添える。

次に、「全ての人が傍聴しやすい環境の整備」としては、子連れ傍聴スペース等の設置の必要性について検討を行った。本市と同規模である中核市の設置状況・利用率等を調査した結果、豊田市議会として議場の改修などでの設置を早急に行う必要性は乏しく、今回は見送りにするとの判断に至った。一方、豊田市議会では、令和5年度に議会デジタル化推進チームが設置され、令和6年3月市議会定例会から一般質問等のインターネットライブ配信が開始されている。議会の傍聴に直接来ることができない方でも議会を視聴いただけるような取組を議会運営委員会や議会デジタル化推進チームでさらに推進していくことを提言する。

最後に、「議会基本条例の検証及び評価方法の見直し」については、市民意識調査の有効的な活用が必要であると考え、これまで任期2年目に実施してきた市民意識調査を任期3年目の実施に変更することとした。また、設問については、市民の皆さまがより議会に対する評価がわかりやすい内容への変更を加えると同時に、新たな設問の追加を行った。任期3年目に実施する市民意識調査の結果を踏まえて、任期4年目に議会基本条例の検証を行うことで、直近の市民意見を今まで

以上に反映した適切な評価や検証結果が得られることを願っている。

今回の提言を着実に実行することで、豊田市議会議員の一人一人が、議員としての重責を確実に遂行できることを望むとともに、常に市民の声に耳を傾け、自己研鑽に励むことで、豊田市議会がさらに活性化し、市民のための開かれた議会へと成長し続けることを期待する。

参考資料① 令和7年度 市民意識調査票（案）

アンケート所要時間：15分程度

豊田市議会及び議員との関わりについてお尋ねします。

問1-1. あなたは、市議会に関心がありますか。

(○は1つ)

- 1. ある
- 2. どちらかといえばある
- 3. どちらかといえばない
- 4. ない

問1-1で「1」または「2」とお答えの方にお聞きします。

問1-2. その理由を教えてください。

(該当するものすべてに○)

- 1. 自分に関係があると思うから
- 2. 知っている議員がいるから
- 3. 生活と密接な関係があるから
- 4. 自分の住むまちに愛着があるから
- 5. 税金を納めているから
- 6. 市政に関心があるから
- 7. その他 ()

問1-1で「3」または「4」とお答えの方にお聞きします。

問1-3. その理由を教えてください。

(該当するものすべてに○)

- 1. 自分に関係がないと思うから
- 2. 知っている議員がないから
- 3. 生活にあまり関係がないから
- 4. 自分の住むまちに愛着がないから
- 5. 市議会が何をしているかわからないから
- 6. 忙しくて考える暇がないから
- 7. 興味がないから
- 8. 市政に関心がないから
- 9. その他 ()

問2. あなたは、市議会定例会が年4回（3月、6月、9月、12月）開催されていることを知っていますか。

- 1. 知っている
- 2. 知らない

問3-1. あなたは、市議会の会議を見たり聞いたりしたことがありますか。(該当するものすべてに○)

- 1. 議場等で傍聴したことがある
- 2. ひまわりネットワーク（ケーブルテレビ）の放送を見たことがある
- 3. インターネットライブ配信で見たことがある
- 4. インターネットの録画放送で見たことがある
- 5. ラジオ・ラビート（FMラジオ）で聞いたことがある
- 6. 市役所内のテレビで中継を見たことがある
- 7. 見たことや聞いたことがない

問3-1で「7」とお答えの方にお聞きします。

問3-2. その理由を教えてください。

(該当するものすべてに○)

- 1. 見たり聞いたりする時間がないから
- 2. 見たり聞いたりする方法がわからないから
- 3. 市議会の開催日・時間を知らないから
- 4. 関心がないから
- 5. その他 ()

問4. あなたは、どのような方法で議会に関する情報を得ていますか。(該当するものすべてに○)

- 1. 市議会だより
- 2. 市議会ホームページ
- 3. 議員本人
- 4. 議員個人のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- 5. 議員・会派等のお便り（後援会だよりなど）
- 6. 議員・会派等のホームページ
- 7. ひまわりネットワーク（ケーブルテレビ）
- 8. ラジオ・ラビート（FMラジオ）
- 9. 新聞
- 10. 知人・友人
- 11. 特に情報は得ていない
- 12. その他 ()

問5-1. あなたは、「市議会だより（年5回発行）」を読んでいますか。（○は1つ）

- 1. 全部を読んでいる
- 2. 関心のある記事だけは読んでいる
- 3. 「市議会だより」は知っているが、読んではいない
- 4. 「市議会だより」を知らない

問5-1で「1」または「2」とお答えの方にお聞きます。

問5-2. 主にどの内容をご覧になっていますか。
（該当するものすべてに○）

- 1. トップインフォメーション
- 2. 議案説明
- 3. 討論
- 4. 常任委員会
- 5. 議案審議結果
- 6. 代表・一般質問
- 7. トピックス
- 8. その他

問6-1. あなたは、市議会ホームページを見たことがありますか。（○は1つ）

- 1. よく見る
- 2. 時々見る
- 3. 見たことはある
- 4. 見たことがない

問6-1で「1」または「2」とお答えの方にお聞きます。

問6-2. 主にどの内容をご覧になっていますか。
（該当するものすべてに○）

- 1. 本会議・委員会の日程
- 2. 定例会等での議案
- 3. 議員紹介
- 4. 僕と私のページ
- 5. 市議会の概要
- 6. 会議録検索
- 7. 議会活性化への取組
- 8. 代表・一般質問
- 9. 市議会だより
- 10. その他（ ）

問7. あなたは、豊田市議会がどのような媒体を使った情報発信に力を入れるべきと考えますか。
（該当するものすべてに○）

- 1. 市議会だより
- 2. ポスター・チラシ
- 3. 情報冊子やガイドブック
- 4. 市議会ホームページ
- 5. メールマガジン
- 6. SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- 7. ユーチューブなどのインターネット配信
- 8. その他（ ）

問8. あなたは、市議会が主催する市民シンポジウムに参加したことがありますか。（○は1つ）

- 1. 参加したことがある
- 2. 知っているが参加したことはない
- 3. 知らなかったが参加してみたい
- 4. 参加したことがない

※市民シンポジウムとは・・・

市民にわかりやすく開かれた議会の実現を目指すとともに、これからのまちづくりを市民と共に考えるため豊田市議会が年に1回開催している市民参加型のイベントです。

問9. あなたは、市議会議員（会派含む）が行う報告会に参加したことがありますか。（○は1つ）

- 1. 参加したことがある
- 2. 知っているが参加したことはない
- 3. 知らなかったが参加してみたい
- 4. 参加したことがない

問10. あなたは、市議会議員（会派含む）が発行する市政報告書（「後援会だより」等）を知っていますか。
（○は1つ）

- 1. 読んだことがある
- 2. 知っているが読んだことはない
- 3. 知らなかったが読んでみたい
- 4. 読んだことがない

問 11. あなたは、市議会議員の選挙に行きますか。
(○は1つ)

1. 毎回行く
2. 時々行く
3. 行かない

問 11 で「3」とお答えの方にお聞きします。
選挙に行かない理由を自由にご記入ください。

問 12-1. あなたは、市議会議員に自分の意見や要望等を伝えたことがありますか。(○は1つ)

1. 意見や要望等を伝えたことがある
2. 意見や要望等を伝えたことはない

問 12-1 で「1」とお答えの方にお聞きします。
問 12-2. どのような方法で伝えましたか。
(該当するものすべてに○)

1. 議員に会って伝えた
2. 議員に電話で伝えた
3. 議員にFAXで伝えた
4. 議員にメールで伝えた
5. 議員に手紙等文書で伝えた
6. 議員に関係団体(関係者)を通じて伝えた
7. その他()

問 12-1 で「2」とお答えの方にお聞きします。
問 12-3. 意見や要望等を伝えない理由はなんですか。
(該当するものすべてに○)

1. 伝えたい意見や要望が特にならない
2. 議員に遠慮をして伝えていない
3. 議員に意見・要望しても実現しない
4. 知っている議員がいない
5. 伝える手段がわからない
6. 意見や要望は市役所に伝える
7. その他()

問 13. あなたは、市議会や市議会議員に対して、どのようなことを期待しますか。
(該当するものすべてに○)

1. 市の行財政運営などに対する議会のチェック機能を強化する
2. 市及び市民の利益となるような政策の提言を行う
3. 市への施策要望に対する実現状況の公表
4. 市民の意見・要望を聴く機会を設ける
5. 市民生活で困っていることなどの相談相手となる
6. 市と国・県のパイプ役となる
7. 議会での審議結果などについて市民に報告する
8. 議会の仕組みなどについて市民に説明する
9. その他()

市議会や市議会議員に対するご意見やご要望、今後、議会でも取り組んでほしい市政や地域課題等何かお気づきの点がありましたら自由にご記入下さい。

(※個人批判等はお遠慮ください)

豊田市議会及び議員の評価についてお尋ねします。

問14. 市議会が果たすべき役割と言われる以下の項目について、役割が果たされていると思いますか。
(項目ごとに○は1つ)

①市長や行政に対するチェック

1. 思う
2. まあ思う
3. どちらともいえない
4. あまり思わない
5. 思わない

②条例の制定・政策提言

1. 思う
2. まあ思う
3. どちらともいえない
4. あまり思わない
5. 思わない

③市民意見の市政への反映

1. 思う
2. まあ思う
3. どちらともいえない
4. あまり思わない
5. 思わない

④市民への説明責任・情報提供

1. 思う
2. まあ思う
3. どちらともいえない
4. あまり思わない
5. 思わない

問15. あなたは今の豊田市議会をどのように評価しますか。
(○は1つ)

1. 高く評価する
2. ある程度評価する
3. あまり評価しない
4. 全く評価しない
5. わからない

問16. あなたが豊田市議会を評価する理由、または評価しない理由がありましたら自由にご記入ください?

条 文	具体的な方策
<p>【前 文】</p> <p>豊田市議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であり、豊田市まちづくり基本条例に規定する議会及び議員の責務に基づき、市民の負託にこたえる責務を有している。</p> <p>また、議会は、二元代表制の下で、市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保ちながら、市政経営について調査、監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められている。</p> <p>近年、国から地方への権限移譲が進み、地方自治体の自己決定権の拡大が進む中で、地域の自主・自律のため、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。</p> <p>このため、議会は、特別委員会、議会運営委員会等における協議により、議会の活性化を図るためにさまざまな改革を重ねてきたところである。</p> <p>議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすことを決意し、ここに、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会と市民及び市長その他の執行機関との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p>	—
<p>【第1章 総則】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思的的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民にわかりやすい開かれた議会と市民福祉の向上を実現することを目的とする。</p>	—
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。</p>	—
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。</p> <p>(2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。</p> <p>(3) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすい開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化の取組を積極的に推進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①議員提出による政策的な条例づくり ②議会ホームページの充実とSNSとの連携強化 ③議会だよりの充実 ④継続した議会活性化の取組 ⑤委員会出席の特例の拡大検討
<p>【第2章 議員の責務及び活動原則】</p> <p>(議員の責務及び活動原則)</p> <p>第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。</p> <p>3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めるものとする。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①議員個人による報告会の実施
<p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で合意形成に努めるものとする。</p> <p>3 会派は、議会活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①各派代表者会議の充実 ②会派による報告会の実施 ③会派内での合意形成
<p>【第3章 議会運営の原則等】</p> <p>(議会運営の原則)</p> <p>第6条 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする。</p> <p>3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。</p> <p>4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。</p> <p>5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①一問一答方式の実施 ②議会運営委員会の充実 ③常任委員会の活動の充実 ④特別委員会の活動の充実 ⑤閉会中の所管事務調査の積極的な実施 ⑥本会議の議案質疑のあり方の検討
<p>(議会の説明責任)</p> <p>第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①議会報告会の実施
<p>【第4章 議会と市長等の関係】</p> <p>(市長等との関係)</p> <p>第8条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①様々な手段による監視・評価の実施

条 文	具体的な方策
<p>(確認の機会の付与)</p> <p>第9条 議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等及びその職員に対し、議員及び委員の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。</p>	<p>①確認の機会の付与 ②反問権の導入検討</p>
<p>(政策等の形成過程の説明要求)</p> <p>第10条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。</p>	<p>①基本的計画の議会への説明 ②議会で議決すべき事件の検討</p>
<p>(監視及び評価)</p> <p>第11条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>	<p>①監査及び評価項目の洗い出し</p>
<p>【第5章 議会機能の強化】 (議会機能の強化)</p> <p>第12条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。</p>	<p>①議員研修の実施 ※第4条と重なる</p>
<p>10 (審査・調査活動等)</p> <p>第13条 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。 2 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。</p>	<p>①調査権の行使 ②専門的知見の活用</p>
<p>(政務活動費)</p> <p>第14条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。 2 会派又は議員は、厳格な使途基準に従い、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。 3 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。</p>	<p>①使途基準及び額の検証 ②適正な支出の確認</p>
<p>【第6章 市民と議会の関係】 (市民の議会活動への参画の確保)</p> <p>第15条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、公聴会等の制度の活用にも努めるものとする。</p>	<p>①議会報告会の実施 ②市民シンポジウムの実施 ③市民意識調査の実施 ④参考人の招致 ⑤公聴会の実施 ⑥若者や子育て世代の市議会への関心向上に向けた取組</p>
<p>(広報広聴機能の充実)</p> <p>第16条 議会は、多様な媒体を用いて、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。</p>	<p>①議会ホームページの充実 ②議会だよりの充実 ③市民意識調査の実施 ④SNS等その他の媒体の検討</p>
<p>(委員会等の公開)</p> <p>第17条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開するものとする。</p>	<p>①委員会会議録の公開 ②委員会等の映像配信</p>
<p>(議会活動に関する資料の公開)</p> <p>第18条 議会は、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。</p>	<p>①会議録等議会活動資料の公開</p>
<p>【第7章 議員の政治倫理】</p> <p>第19条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。</p>	<p>①豊田市議会議員政治倫理条例の制定 ②政治倫理に関する研修の実施</p>
<p>【第8章 議会局の設置及び機能の強化】</p> <p>第20条 議会に関する事務を処理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局として議会局を置く。 2 議会局に事務局長としての局長及び書記その他必要な職員を置く。 3 職員の定数は、豊田市職員定数条例(昭和39年条例第11号)の定めるところによる。 4 局長は、議長の命を受け、議会局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 5 書記その他の職員は、上司の指揮を受け、事務に従事する。 6 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会局の調査、政策法務等の機能を強化するものとする。 7 前各項に定めるもののほか、議会局に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>①議会局機能の強化</p>
<p>【第9章 最高規範性】</p> <p>第21条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>	<p>—</p>
<p>【第10章 補則】 (条例の見直し)</p> <p>第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>①条例の評価・検証の実施</p>